

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 非常勤職員であつて、次のいずれにも該当する者以外の職員

- ア その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあつては当該子が二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二条に次の一項を加える。

2 前項第五号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第二条第一項の条例で定める職員に含まれないものとする。

- 一 その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている場合であつて、当該子について、同条第三号に掲げる場合に該当して、当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

二 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第二条の三第三号中「当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「該当するとき」の下に「（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合において第二条第二項第二号に掲げる場合に該当する場合はア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつてはイに掲げる場合に該当するとき）を加え、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四中「当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期

間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする」を削り、「該当するとき」の下に「(当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合において第二条第二項第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては第一号及び第二号に該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に該当するとき)」を加え、同条に次の二号を加える。

三 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間)

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、五十七日間とする。第六条中「任命権者」の下に「(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)」を加える。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。